

(仮称) 大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 29 年 5 月

関西電力株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	3
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	3
(1) 公告の日	3
(2) 公告の方法	3
(3) 縦覧場所	3
(4) 縦覧期間	4
(5) 縦覧者数	4
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1) 開催日時	4
(2) 開催場所	4
(3) 来場者数	4
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成29年3月1日(水)

(2) 公告の方法

① 平成29年3月1日(水)付けで、以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・大分合同新聞(朝刊19面) [別紙1 参照]

② 上記の公告に加え、次の「お知らせ」を実施した。

・自治体の広報誌へ掲載した。 [別紙2 参照]

市報おおいた3月号(P14)

広報うすき3月号(P21)

・当社ホームページへ掲載した。 [別紙3-1、3-2 参照]

・自治体(大分県、大分市)のホームページへ掲載した。

[別紙4-1、4-2 参照]

(3) 縦覧場所

自治体庁舎9箇所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

・大分県庁 生活環境部 環境保全課

・大分市役所 環境部 環境対策課

・鶴崎市民行政センター

・植田市民行政センター

・大在市民センター

・坂ノ市市民センター

・佐賀関市民センター

・一尺屋連絡所

・臼杵市役所 市民部 環境課

② インターネットの利用

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。 [別紙3-1、3-2 参照]

(4) 縦覧期間

平成 29 年 3 月 1 日 (水) から平成 29 年 3 月 31 日 (金) までとした。

縦覧時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く、各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による電子図書の閲覧は、縦覧期間中には常時アクセス可能な状況とした。

(5) 縦覧者数

総数 1 名 (閲覧用紙にチェックしたもの)

(内訳)

① 自治体庁舎

・大分県庁 生活環境部 環境保全課	0 名
・大分市役所 環境部 環境対策課	0 名
・鶴崎市民行政センター	0 名
・植田市民行政センター	0 名
・大在市民センター	0 名
・坂ノ市市民センター	0 名
・佐賀関市民センター	0 名
・一尺屋連絡所	0 名
・臼杵市役所 市民部 環境課	1 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 7 条の 2 の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告 (お知らせ) と同時に行った。

(1) 開催日時

1 回目 : 平成 29 年 3 月 18 日 (土) 14 時 00 分 ~ 16 時 00 分

2 回目 : 平成 29 年 3 月 19 日 (日) 10 時 00 分 ~ 12 時 00 分

(2) 開催場所

1 回目 : 坂ノ市公民館 (住所) 大分市坂ノ市西 1-10-6

2 回目 : 臼杵市中央公民館 (住所) 臼杵市大字臼杵浜 2-107-562

(3) 来場者数

1 回目 : 10 名

2 回目 : 9 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成29年3月1日(水)から平成29年4月14日(金)まで
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会での意見書提出 [別紙5-1]
- ② 当社への郵送及び電子メールによる書面の提出 [別紙5-2]

(3) 意見書の提出状況

- ① 縦覧場所における意見書数 (意見書数)
 - ・大分県庁 生活環境部 環境保全課 0通
 - ・大分市役所 環境部 環境対策課 0通
 - ・鶴崎市民行政センター 0通
 - ・植田市民行政センター 0通
 - ・大在市民センター 0通
 - ・坂ノ市市民センター 0通
 - ・佐賀関市民センター 0通
 - ・一尺屋連絡所 0通
 - ・臼杵市役所 市民部 環境課 1通
- ② 説明会における意見書数 (意見書数)
 - ・1回目 0通
 - ・2回目 1通
- ③ 弊社への郵送及び電子メール等による意見書数 (意見書数)
 - 3通

※ 意見書の提出が5通に対して、意見総数は24件であった。

第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は24件であった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての提出意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

1. 事業計画

No.	提出意見の概要	当社の見解
1	ルート決定の際は、すぐに知らせて下さい。	ご意見のとおり、特に道路工事を伴う風力発電施設の搬入ルートを計画した際は、できるだけ早い段階で地元行政及び地元地域の皆様への情報提供に努めます。
2	森林開発は、地域の景観を損なわないように、なおかつ、自然との融和のできるような観光名所となれるような施設を作ってください。期待しています。	ご意見を踏まえ、景観に係る影響については、方法書に記載した調査、予測及び評価を適切に行い、その結果を準備書に記載します。また、観光名所の設置等の地域貢献策については、地元地域の皆様と相談しながら検討していきたいと考えています。

2. コウモリ類

No.	提出意見の概要	当社の見解
3	<p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて本配慮書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>①第 7-2-表(3)における事業者見解で「コウモリ類への予測評価については、十分な調査結果を得た上で行き、準備書に記載します」述べていることから、必ず、十分な調査を行うこと。</p>	<p>コウモリ類調査は、任意観察調査、日没後のバットディテクターによる飛翔状況調査、捕獲調査、自動録音調査を予定しています。捕獲調査については、ハーブトラップにより実施することを検討しており、自動録音調査については、使用するバットディテクターは周波数解析が可能な機種を使用し、春から秋にかけて録音を実施することを検討しています。具体的な調査機材や調査手法、調査期間等については、コウモリ類の専門家の指導を踏まえ決定します。</p>
4	<p>②音声の自動録音調査は春から秋まで連続して行き、時期や気象条件下における空間利用状況を把握できるような「十分な調査結果」を得ること。</p>	
5	<p>③捕獲調査はかすみ網を用いた調査を行い、高空飛翔種の捕獲を目的とした「十分な調査結果」を得ること。</p>	
6	<p>④バットディテクター調査はフルスペクトラム方式を使用し、事業実施区域内を面的に把握できるような「十分な調査結果」を得ること。</p>	
7	<p>⑤上記②から④の調査において、「十分な調査結果」が得られていない場合は、翌年以降も調査を行うこと。不確実性を伴う予測評価は行わないこと。</p>	

No.	提出意見の概要	当社の見解
8	<p>■P209 専門家へのヒアリングについて ヒアリング日時や場所の記載がないが、本当にヒアリングを実施したのか？</p>	<p>平成 28 年 12 月に専門家へのヒアリングを実施しましたが、専門家個人の特定を避けるため、具体的な日時及び場所、論文の記載については差し控えさせていただきます。今後、必要に応じてコウモリ類の専門家への追加のヒアリングを検討します。</p>
9	<p>■P209 専門家へのヒアリングについて 専門分野に「哺乳類及びその他の動物」とあるが対象分野が広すぎる。広範囲の知識を持つ者はジェネラリストと呼ぶ。事業者がヒアリングしたのはジェネラリストであってコウモリの専門家（スペシャリスト）ではないということか？仮にコウモリの専門家であるというならば、この者が発表したコウモリ類に関する論文全て記載せよ。</p>	<p>平成 28 年 12 月に専門家へのヒアリングを実施しましたが、専門家個人の特定を避けるため、具体的な日時及び場所、論文の記載については差し控えさせていただきます。今後、必要に応じてコウモリ類の専門家への追加のヒアリングを検討します。</p>
10	<p>■P209 専門家へのヒアリングについて 国立大のコウモリ類の専門家は高高度の自動録音調査が必須と言っていた。一方で事業者の雇った「哺乳類及びその他の動物」の専門家の発言内容は曖昧で、意見の理由もまったく記載されていない。この者の専門分野はコウモリではなくネズミか大型哺乳類など別分野の専門家ではないのか。必ず「コウモリ類の専門家」にヒアリングを行うこと。</p>	<p>平成 28 年 12 月に専門家へのヒアリングを実施しましたが、専門家個人の特定を避けるため、具体的な日時及び場所、論文の記載については差し控えさせていただきます。今後、必要に応じてコウモリ類の専門家への追加のヒアリングを検討します。</p>
11	<p>■コウモリ類の捕獲調査について 事業者は尾根部に風車を立てるのではなかったか？谷で捕獲する意味を述べよ。</p>	<p>コウモリ類の捕獲調査は対象事業実施区域内及び周辺においてコウモリ類の捕獲に適した地点で実施いたします。具体的な調査地点や調査手法については、コウモリ類の専門家の指導を踏まえ決定します。</p>
12	<p>■コウモリ類の捕獲調査について ハーブトラップは低空のコウモリを捕獲する道具だ。本事業は風力発電アセスであろう。ならば高空飛翔性の種の確認をするため尾根部にカスミ網を設置するか、尾根部の樹冠上へハーブトラップを吊り上げるべきではないのか。</p>	<p>コウモリ類の捕獲調査は対象事業実施区域内及び周辺においてコウモリ類の捕獲に適した地点で実施いたします。具体的な調査地点や調査手法については、コウモリ類の専門家の指導を踏まえ決定します。</p>
13	<p>■コウモリ類調査について 図面にコウモリの自動録音調査地点の記載がない。使用するバットディテクターの機種名や台数、探知可能距離が記載していない。方法書には調査方法に関する基礎的な情報を全て記載せよ。</p>	<p>自動録音調査の調査地点及び使用するバットディテクターの機種名等の基礎的な情報は準備書において記載いたします。</p>

No.	提出意見の概要	当社の見解
14	<p>■ コウモリ類調査について</p> <p>気象観測塔に設置するバットディテクターについて設置高の記載がない。バットディテクターのマイクを設置する高さ、マイクが上向きなのか下向きなのか明記すること。</p>	<p>本事業では気象観測塔の設置を予定していないため、バットディテクターは調査地点ごとに林床部と林冠上部にそれぞれ設置することを予定しています。実際にバットディテクター（マイク）を設置した高さは準備書において記載いたします。また、林冠上部のマイクは高空を飛翔するコウモリの音声の録音を目的として上向きに設置することを予定していますが、具体的な調査手法はコウモリ類の専門家の指導を踏まえて決定します。</p>
15	<p>■ コウモリ類調査について</p> <p>コウモリ類について「自動録音調査を行う」とあるが、詳細が記載していない。事業者は「自動録音バットディテクター」を使用しても地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど録音できないことを認識しているのか？</p>	<p>本事業では気象観測塔の設置を予定していないため、風速の調査については専門家の指導のもと実施を検討いたします。</p>
16	<p>■ コウモリ類調査について</p> <p>本事業は風力発電事業のアセスであろう。ならば「風速とコウモリの出現頻度」の関係を把握するべきではないのか？</p>	<p>自動録音調査はコウモリ類の活動期間である春から秋にかけて実施することを検討しています。具体的な調査手法、調査期間についてはコウモリ類の専門家の指導を踏まえ決定します。</p>
17	<p>■ コウモリ類調査について</p> <p>自動録音調査の調査期間の記載がない。当然ながらコウモリの活動期間中、毎日、日没1時間前から日の出まで自動録音すること。</p>	<p>自動録音調査はコウモリ類の活動期間である春から秋にかけて実施することを検討しています。具体的な調査手法、調査期間についてはコウモリ類の専門家の指導を踏まえ決定します。</p>
18	<p>■ コウモリ類調査について</p> <p>バットストライクが問題となっている。しかしコウモリ相調査だけではバットストライクの予測はできない。事業者はコウモリ類について調査の重点化を行うべきではないのか。</p>	<p>バットストライクによるコウモリ類への影響については、調査手法及び予測評価手法は確立されていない状況であると考えています。そのため、コウモリ類の調査手法及び影響の予測評価の手法については、コウモリ類の専門家の指導のもと、他事例の予測評価手法等を参考に検討いたします。</p>

3. その他

No.	提出意見の概要	当社の見解
19	人体への影響は。	風力発電施設の稼働により人体への影響が想定される環境要素として騒音、超低周波音及び風車の影が考えられますが、これらについては方法書に記載した調査、予測及び評価により、適切な環境保全措置を実施することで、影響の回避・低減に努めます。また、その結果を準備書に記載します。
20	電波（テレビ無線等）への影響は。	電波障害に係る影響については、地上デジタル放送の中継局として、本事業の風車配置想定範囲が位置している尾根を境に、北側は大分局、南側は臼杵中継局、臼杵下ノ江中継局、佐志生中継局、一尺屋中継局、東側は佐賀関中継局があることから、風力発電施設の稼働が電波障害の原因となる可能性は低いものと考えます。ただし、電波障害の問題が発生した場合には、原因を調査し、適切な環境保全措置を検討します。
21	一次産業についてはどうか。	一次産業への影響については、重大な影響はないものと考えております。ただし、今後、新たな知見や問題が生じた場合は、地元地域の皆様と相談しながら対策を検討していきたいと考えています。
22	空気の流れは。	風力発電施設の設置により、地域全体の空気の流れに変化が生じることはないと考えております。
23	木佐上地区へのメリット・デメリットは。	地元地域へのメリットについては、地元地域の皆様と相談しながら検討していきたいと考えています。また、デメリットについては、環境への影響が考えられますが、これらについては方法書に記載した調査、予測及び評価により、適切な環境保全措置を実施することで回避・低減に努めます。また、その結果を、準備書に記載します。
24	何か別の施設は？	観光名所の設置等が考えられますが、地元地域の皆様と相談しながら検討していきたいと考えています。

○大分合同新聞による公告

・平成 29 年 3 月 1 日（水）、朝刊 19 面に掲載

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」という）を作成し、左記により縦覧に供しますので、説明会開催、意見書の提出方法と併せてお知らせいたします。

一、事業者の名称／関西電力株式会社
代表者の氏名／取締役社長 岩根 茂樹
事務所の所在地／大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号

二、対象事業の名称／（仮称）大分・臼杵ウィンドファーム事業
○種類／風力発電所設置事業
○規模／発電設備出力 最大三万二千キロワット、風力発電機の台数 最大十六基程度

三、対象事業実施区域／大分県大分市及び臼杵市の行政界付近から大分市東部へと連なる尾根筋

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域
大分市、臼杵市

五、縦覧の場所・時間／大分県庁舎別館五階環境保全課、大分市役所本庁舎四階環境対策課、鶴崎市民行政センター一階、植田市市民行政センター一階、大在市民センター一階、坂ノ市市民センター一階、佐賀関市民センター一階、一尺屋連絡所一階、臼杵市役所一階環境課（いずれも、土日祝日を除く開庁時）
左記の関西電力ウェブページでもご覧いただけます。
http://www.kepco.co.jp/energy_supply/energy/newenergy/wind/assessment.html

期間／平成二十九年三月一日（水）から
平成二十九年三月三十一日（金）まで

六、意見の提出／方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの意見書に、住所・氏名・意見を日本語で（記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函、もしくは、平成二十九年四月十四日（金）までに左記の問い合わせ先へ郵送（当日消印有効）または電子メールにて送付ください。意見書については、先のウェブページからダウンロード出来ます。

七、住民説明会の開催を予定する場所・時間
◎坂ノ市公民館（大分市坂ノ市西一・一六）平成二十九年三月十八日（土）午後二時～四時
◎臼杵市中央公民館（臼杵市臼杵浜二・二〇七・五六二）平成二十九年三月十九日（日）午前十時～十二時

八、問い合わせ先／関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業戦略室 事業化推進グループ
〒五三〇・八二七〇 大阪府大阪市北区中之島三丁目六番十六号 電話 〇五〇（七）〇四（六七）三二
電子メール saiene.jigyoka@a2.kepco.co.jp

○自治体広報誌に掲載したお知らせ

・市報おおいた3月号 (P14)

「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム 事業に係る環境影響評価方法書」の 縦覧・住民説明会

大分市と臼杵市にまたがる尾根の一部に建設を計画している風力発電施設について、上記資料の縦覧と説明会を行います。

■縦覧:期間…3月1日(水)~31日(金) 場所…環境対策課(本庁舎4階)、鶴崎・植田市民行政センター、大在・坂ノ市・佐賀関市民センター、一尺屋連絡所

■住民説明会:日時…3月18日(土) 午後2時~4時 場所…坂ノ市公民館
☎ 関西電力(株)再生可能エネルギー事業戦略室(☎050-7104-6731)

・広報うすき3月号 (P21)

**環境影響評価方法書の
縦覧および住民説明会**

事業 (仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業(風力発電所設置事業)発電設備最大出力3万2千キロワット、風力発電機最大16基程度

区域 大分市および臼杵市にまたがる行政界付近から大分市東部へと連なる尾根筋

環境影響評価方法書の縦覧

とき 3月1日(水)~31日(金)

8時30分~17時(土日祝日除く)

ところ 環境課(臼杵庁舎)

住民説明会

とき 3月19日(日)10時~12時

ところ 臼杵市中央公民館2階講座室

☎ 関西電力株式会社再生可能エネルギー事業戦略室事業化推進グループ
☎050-7104-6731

- 当社ホームページに掲載したお知らせ
 ・平成29年3月1日（水）から掲載



HOME > エネルギー・安定供給 > エネルギー > 再生可能エネルギーへの取組み > 風力発電
 > (仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧・説明会について

> エネルギー

エネルギーの現状

原子力発電について

火力発電について

再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは

私たちの取組み～これまでとこれから～

太陽光発電

風力発電

淡路風力発電所

■原4区風力発電所

水力発電

エネルギー・環境教育

電磁波ってなあに？

再生可能エネルギーへの取組み 風力発電

(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書の公表及び縦覧・説明会について

当社は、平成29年2月28日付で「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」(以下、方法書)およびその要約書を経済産業大臣、大分県知事、大分市長、臼杵市長に提出しました。提出した方法書およびその要約書を、環境影響評価法の規程に基づき公表及び縦覧・説明会を実施します。

1. 方法書の公表

(1) 方法書

表紙 環境影響評価方法書[PDF 126.80KB]

■次[PDF 178.27KB]

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地[PDF 120.44KB]

第2章 対象事業の目的及び内容[PDF 3.70MB]

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況[PDF 26.15MB]

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果[PDF 11.03MB]

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解[PDF 2.14MB]

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の結果[PDF 7.75MB]

第7章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解[PDF 4.00MB]

第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地[PDF 122.56KB]

(2) 方法書の要約書 [PDF 11.41MB]

方法書及び要約書は、平成29年3月1日（水）から3月31日（金）の間閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

方法書及び要約書で使用されている地図は、国土院の承認を得て同院発行の20万分の1地勢図及び5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 平28情複、第1137号)

2. 方法書等の縦覧

(1) 縦覧場所

○大分県庁舎別館生活環境部環境保全課（5階）（大分市大手町3丁目1番1号）

○大分市役所本庁舎環境部環境対策課（4階）（大分市荷揚町2番31号）

・鶴崎市民行政センター（1階）（大分市東鶴崎1丁目2番3号）

・種市市民行政センター（1階）（大分市玉沢743番地の2）

・大在市民センター（1階）（大分市政所1丁目4番3号）

・坂ノ市市民センター（1階）（大分市坂ノ市南3丁目5番33号）

・佐賀関市民センター（1階）（大分市佐賀関1407番地の27）

・一尺屋連絡所（1階）（大分市一尺屋2037番地）

○臼杵市役所市民部環境課（1階）（臼杵市臼杵72番1）

(2) 縦覧期間

平成29年3月1日（水）から3月31日（金）

但し、土曜日、日曜日および祝日を除く開庁時。

3. 方法書に関する説明会

- (1) 大分市
- ・日時：平成29年3月18日（土）14時から16時
 - ・場所：坂ノ市公民館（大分市坂ノ市西1-10-6）
- (2) 臼杵市
- ・日時：平成29年3月19日（日）10時から12時
 - ・場所：臼杵市中央公民館（臼杵市臼杵浜2-107-562）

4. 意見書の提出

- (1) 提出方法
- ・縦覧場所に備え付けた意見書箱へのご投函
 - ・電子メールによる送付
電子メールアドレス：saiene.jigyoka@a2.kepco.co.jp
- 以下宛先への郵送
- 宛先：〒530-8270
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
再生可能エネルギー事業戦略室 事業化推進グループ 宛
- (2) 提出期限
- 平成29年4月14日（金）【郵送の場合は当日消印有効】
- (3) 意見書様式 [PDF 79.34KB]

以上

○自治体（大分県、大分市）のホームページに掲載したお知らせ

- ・大分県のホームページ

Oita Prefectural Government
大分県 音声読上 色合い 白 黒 青 文字サイズ 拡大 標準 English 中文 한국어 Tourism

検索 検索方法は こちら TOPへもどる サイトマップ 組織からさがす 県庁舎のご案内

[シンプロ部](#) | [Oitaえんむす部](#) | [道路・交通](#) | [カテテ](#)
[インフルエンザ](#) | [職員採用](#) | [OPAM](#)

分類でさがす 目的でさがす

[トップページ](#) > [組織からさがす](#) > [環境保全課](#) > 大分・臼杵ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書の公表について

大分・臼杵ウインドファーム(仮称)環境影響評価方法書の公表について

Tweet 掲載日:2017年3月1日更新

関西電力株式会社大分・臼杵ウインドファーム(仮称)の設置計画に伴う環境影響評価の方法書が公表されました。

縦覧期間:平成29年3月1日(水曜日)～3月31日(金曜日)

詳細は以下のサイトにてご確認できます。

[大分・臼杵ウインドファーム\(仮称\)設置計画 環境影響評価方法書の公表について\(外部サイト:関西電力株式会社\)](#)

この情報に関するお問い合わせ先はこちらです

環境保全課

〒870-8501
大分市大手町3丁目1番1号(大分県庁舎別館5階)

Fax:097-506-1747 [お問い合わせはこちら](#)

[前のページに戻る](#) [このページの先頭へ](#)

[個人情報の取り扱い](#) | [免責事項・リンクについて](#) | [このホームページについて](#) | [RSS配信について](#)
大分県〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号097-536-1111(代表) [県庁への行き方](#) | [フロアマップ](#) | [組織別電話番号一覧](#)

Copyright © 2015 Oita Prefecture, All rights reserved.

・大分市のホームページ

ホーム	市民・暮らし	仕事・事業者	観光・魅力	市政	市の組織	地図情報
-----	--------	--------	-------	----	------	------

[トップページ](#) >> [市民・暮らし](#) >> [環境・地球温暖化対策](#) >> [公害対策](#) >> 「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧・住民説明会について

[トップページ](#) >> [大分市の広報](#) >> [市報おおいた](#) >> [市報に掲載している情報](#) >> [平成29年 3月 1日号 \(No. 1696\)](#) >> 「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧・住民説明会について

「(仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」の縦覧・住民説明会について

大分市と、臼杵市の東部にまたがる尾根の一部に風力発電施設の建設を計画している関西電力株式会社が、「環境影響評価法」に基づき、環境影響評価方法書を作成しましたので、下記のとおり縦覧を行います。また、住民説明会を開催します。

- 1 事業者の名称 関西電力株式会社
- 2 対象事業の名称 (仮称)大分・臼杵ウィンドファーム事業
- 3 縦覧場所・時間 市役所本庁舎4階 環境対策課、鶴崎市民行政センター1階、穂積市民行政センター1階、大在市民センター1階、坂ノ市市民センター1階、佐賀関市民センター1階、一尺屋連絡所
午前9時から午後5時15分まで
- 4 縦覧期間 平成29年3月1日(水)から平成29年3月31日(金)まで
(土・日曜日、祝日を除く)
- 5 住民説明会の開催を予定する場所・時間
場 所 坂ノ市公民館(大分市坂ノ市西1-10-6)
日 時 平成29年3月18日(土)午後2時~午後4時

※ 詳しくは、次のホームページをご覧ください。(平成29年3月1日午前9時から公開)

http://www.kepco.co.jp/corporate/notice/20161005_1.html

お問い合わせ先

関西電力株式会社 再生可能エネルギー事業戦略室 事業化推進グループ

大阪府大阪市北区中之島3-6-16

電話 050-7104-6731

この情報のお問い合わせ先

環境部 環境対策課 環境保全担当班

電話:(097)537-5758 FAX:(097)538-3302

 お問い合わせは専用フォームをご利用ください。

